

田 穎(TIAN YING)

(教育学領域)

## 1. 問題意識と目的

日本の修学旅行という言葉は、1887年『大日本教育会雑誌』第54号に、「長野県師範学校生徒修学旅行」としてはじめて用いられた。戦後になって、1958年に告示された学習指導要領への措置として出された翌年の「中学校の教育課程に関する移行的措置」において、第三節の「学校行事等」にはじめて「修学旅行」の語句が見られる。その後、1968年改訂の小学校学習指導要領で「修学旅行」の語句が、そして中学校の学習指導要領では「修学旅行的行事」の表記が正式に使用された。日本の修学旅行には、「遠足」や「行軍」などといった原初形態を数え入れなくても、100年以上の歴史がある。

一方、中国では2013年2月2日に『国民観光レジャー要綱(2013~2019)』で“中小学生の研学旅行を着実に進める”という構想が出されたばかりである。2016年11月30日、中国の教育部、国家発展改革委員会等11部門は『中小学生の研学旅行の推進に関する意見』を発表した。中国の修学旅行の歴史は、現時点で5年に満たないことになる。

日本におけるこれまでの修学旅行に関する研究は大きく3つに分けられる。1つ目は、修学旅行の歴史と変遷に関する研究。2つ目は、修学旅行の学習指導要領上の位置づけに関する研究。3つ目は、修学旅行の旅行形態や学習活動に関する研究。私はこうした3つの研究を踏まえて、とくに中学校の修学旅行について、次のテーマで考察を進めていきたい。第一に、日本の修学旅行は各時期(戦前、戦中、戦後)でどのような教育的意義があったのか。第二に、修学旅行はそれぞれの時期でどのような影響を子どもたちに与えてきたのか。第三に、今日の修学旅行はどのような課題や問題点を抱えているのか。

また、日本の修学旅行を検討することを通して、なぜ中国では修学旅行がまだ普及していないのかについても明らかにしたい。1990年代後半から21世紀にかけての中国の教育改革の最大のスローガンは、「応試教育から素質教育への転換」である。改革・開放政策以降、社会主義の近代化をめざしている中国では、学歴社会の形成にともない受験戦争が激化してきている。その克服のため受験対応の教育、いわゆる「応試教育」を是正し、児童生徒の「素質」(思想道徳、教養や科学、心身健康、衛生や美的感覚、労働技術などの基本的資

質)を全体として高めることを目標とした「素質教育」が叫ばれてきている。

「研学旅行」(修学旅行)は社会实践課程に含まれ、素質教育を実施していくうえで重要な手段とされている。しかし、中国で研学旅行を推進する過程で、日本の修学旅行の発展過程で経験されたのと同様な多くの困難に直面している。それは主に、(1)修学旅行での教師と生徒の参加度が足りない。(2)修学旅行の設計目的が明確ではない。(3)修学旅行の評価システムが不十分である。中国の教育の現状を合わせてみると、修学旅行の実践の困難の原因は次のように考えられる。

(1)中国の応試教育という伝統的な教育理念は研学旅行の展開を制限している。(2)今の研学旅行は旅行会社に頼りすぎ、学校の役割が明確になっていない。(3)教育関係者が修学旅行で生徒に及ぼす影響について理解が不十分であるため、修学旅行への配慮が不十分である。(4)修学旅行を引き受けた旅行会社は経験不足、旅行コースの教育性も不足している。(5)教育、安全、財政、交通、文化、観光、食品など社会全般にわたって修学旅行に対する保障が不十分である。以上の現状に対し、日本の経験を参考にし、中国の状況に合わせ、そして、具体的な提案を行い、将来は中国で修学旅行を広めていきたいと考えている。

## 2. 本研究の構成および各章の要約

本研究は、以下の4つの章によって構成されている。

第1章では、日本の修学旅行の歴史や発展過程について考察した。戦前、戦後に分け、修学旅行の各種の形でどのように変化してきたのかについて分析、検討した。

第1節では、戦前の修学旅行を整理した。修学旅行という言葉は、『大日本教育会雑誌』第54号(明治20年4月30日)に、「長野県師範学校生徒修学旅行」として初めて用いられた。大正から昭和にかけて、戦争のために戦時体制で修学旅行が行われた。この時期の修学旅行は、軍隊や戦争遺跡の見学、戦勝祈願の神社参拝など、主に国防意識や敬神思想が反映されていた。1937(昭和12)年から日中戦争が始まる。中華民国、満州国への旅行が禁止になる。そして、第二次世界大戦中、戦争のため修学旅行の発展が遅れた。また、戦前の修学旅行のメリットとデメリットについて評価を行った。

第2節では、戦後の修学旅行を回復段階(1946～1955年)、発展段階(1956～1983年)、海外修学旅行段階(1984年～)の3つの段階に分けて、変遷を整理した。また、戦後の修学旅行の条件、実施率、教員たちの意識の面から変化を分析してきた。

第2章では、戦後の日本の学校教育課程における修学旅行の位置づけについて考察した。修学旅行の教育課程での位置づけは、1958(昭和33)年に告示された学習指導要領への措置として出された翌年の「中学校の教育課程に関する移行的措置」において、第3節の「学校行事等」に始めて「修学旅行」の語句が見られ、また1968(昭和43)年改訂の小学校学習指導要領に「修学旅行」の語句が、そして中学校の学習指導要領に「修学旅行的行事」の表記が初めて使用された。修学旅行は学校において、単に習慣的に実施されてきた行事としてではなく、教育的意義を有する、学習指導要領上の「学校行事」として、教育課程に正式に位置づけられたのである。最新の2017年版学習指導要領では、修学旅行は自然や文化に親しむこと、人間関係を築くことに対する重要さが強調されている。こういう流れに沿って、学習指導要領における修学旅行の位置づけを検討した。

第3章では、小・中・高の修学旅行の実施内容の比較を通して、子ども(児童・生徒)への影響と効果について検討した。

第1節では、小学校の修学旅行の実施内容について分析した。2008年の小学校における修学旅行実施内容調査によれば、小学校の修学旅行の実施内容は歴史学習、ものづくり体験、自然・環境、平和学習、キャリア体験、芸術鑑賞、宗教体験、交流活動、スポーツ体験、ボランティア活動体験などに分けられることがわかった。そして、その実施内容の理由について分析してきた。それは、伝統文化教育への重視と児童の心身の発達の法則に従うためである。

第2節では、中学校と高等学校の修学旅行の実施内容について分析した。2018年の中学校と高等学校における修学旅行実施内容の調査に基づいて、中学校と高等学校の実施内容の比率を比較し、中学校段階で芸術鑑賞や職業体験が重視される理由と高校段階でスポーツ体験が重視される理由や中学校・高校段階で平和学習が重視される理由を考察した。

第4章では、日本の修学旅行のこれまでの大きな問題点を検討し、中国の「素質教育」と「研学旅行」の現状に合わせて、小学校を中心として中国の「研学旅行」の発展状況を考えた上で、これから中国で修学旅行をどのように広げていくのか検討してきた。

第1節では、先行研究によれば、日本の修学旅行問題点は「個々への評価が不十分」「事前指導が不足」「旅行が集団行動の形態をとるため、指導が集団での効率を優先したり、活動計画が教師からの一方的な提示に

終始し、生徒の主體的な行動を保証するものではない」というようにまとめることができる。

第2節では、中国の「素質教育」と「研学旅行」の現状について説明した。

「素質教育」は、「徳育、知育、体育」のすべての面で健全な成長をとげ、社会主義的自覚をもち、教養をそなえた勤労者を育成する」という数十年変わらず一貫した中国政府の教育方針を基礎にし、大規模な経済改革及び21世紀に欠かせぬ人材を質的にも量的にも保証する中央政府からの要求と、「受験教育」がもたらした子どもたちの重い学習負担に直面して、出された教育理念である。

中国の「研学旅行」は素質教育の一環であり、素質教育の実施手段である。「研学旅行」を通じて、「素質教育」の目的を達成することができ、児童・生徒に学校を出て、視野を広げさせ、知識を豊かにし、実践能力を鍛えさせることができる。集団活動の中で児童・生徒のチームワークの意識を育成して、団体旅行、集中的な宿泊を通じて児童・生徒の自立能力を十分に高めて、生活の常識を蓄積させる。楽しい修学を通じて、学習への興味を育てる。それは「素質教育」の全面的な人材を育成する目標と一致している。

中国では2013年2月2日に『国民観光レジャー要綱(2013～2019)』で“小中学生の「研学旅行」を着実に進める”という構想が出されたばかりである。2016年11月30日、中国の教育部、国家発展改革委員会等11部門は『小中学生の研学旅行の推進に関する意見』を発表した。それから、研学旅行は教育活動として全国的に行われている。

また、中国の地域の経済の発展状況に伴い、「研学旅行」の実践状況もそれぞれ異なる。＝全体的に言えば、東部地区は比較的速く、中部地区は発展が遅く、西部地区はようやく発展し始めた。このような状況についても具体的に説明してきた。

第3節では、どのように中国で「研学旅行」を広めていくかについて、「社会、学校、保護者、生徒に「研学旅行」の教育的意義を認識させる」、「科学的な研学旅行の管理システムを形成する」、「安全対策を完備する」、「伝統文化を重視しながら改革、革新する」という4つの提案を行った。

### 3. 考察

日本においても、中国においても、現代の複雑化していく社会状況からの教育要求に対して、成績が良いだけではなく、正確な世界観、人生観、価値観、自立力、思考力、人間関係などの育成が求められている。そのため、教科から知識を得るだけではなく、修学旅行のような活動を通して、学校から出て、もっと広い環境で様々な能力を身に付けることが大事だと思う。日本の修学旅行は特別活動における学校行事の一環で

あり、中国の「研学旅行」は「素質教育」の発展を促すための重要な手段である。では、「研学旅行」を一つの柱としながらも、他のどのような教育活動が中国の「素質教育」を発展させることができるだろうか。このテーマについては、今後の課題としたい。

#### 4. 参考文献

学習指導要領データベース作成委員会（国立教育政策研究所）「学習指導要領データベースインデックス」  
<https://www.nier.go.jp/guideline/>

日本修学旅行協会 2008（平成 20）年度実施国内修学旅行の実態とまとめ（抜粋）  
<https://jstb.or.jp/files/libs/13/201301291658118167.pdf>

教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/kihon/about/\\_icsFiles/afieldfile/2014/12/17/1354049\\_1\\_1\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/about/_icsFiles/afieldfile/2014/12/17/1354049_1_1_1.pdf)

文部科学省『小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 特別活動編』東洋館出版社 2018 年  
文部科学省『中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 特別活動編』東山書房 2018 年

日本修学旅行協会「教育旅行データブック」2010 年度版～2019 年度版  
全国修学旅行研究協会「研究調査報告書」2005 年度～2018 年度  
全国修学旅行研究協会「全国都道府県並びに政令指定都市 修学旅行実施基準概要」2003 年度～2019 年度

太田孝「昭和前半期における修学旅行と旅行文化」、横浜市立大学大学院都市社会文化研究科、2015 年  
菊入三樹夫「修学旅行、その意味と問題：学習指導要領「特別活動」旅行・集団宿泊的行事の諸問題」、『東京家政大学博物館紀要』第 4 集 1999 年  
鬼頭明成「学習指導要領にみる特別活動の位置づけと学校教育の課題」、『立正大学心理学研究所紀要』第 5

号 2007 年  
久保正秋「教育ツーリズムとしての修学旅行の問題点」、『東海大学紀要 体育学部』第 38 号 2008 年  
田中讓「修学旅行における体験学習の成果と課題について—研究・体験旅行の成立過程を省みて」、『大阪教育大学紀要』（第 V 部門 第 49 巻 第 1 号）、2000 年 8 月  
斉藤浩「小学校の修学旅行における教師主導から児童主体へのパラダイムシフト」、『佛教大学教育学部学会紀要』（07）2008 年 03 月  
菅沼明正「修学旅行とナショナリズム：戦後の奈良・京都への旅行の再開・拡大過程」、『KEIO SFC JOURNAL』第 17 巻第 1 号、2017 年  
関信夫「学校教育における修学旅行の位置づけ：主として地理の視点から」、日本地理教育学会『新地理』27-4 1980 年 3 月  
高橋博義「修学旅行の歴史と教育的意義に関する研究」、鳴門生徒指導学会『鳴門生徒指導研究』第 3 号 1993 年  
高橋真優「修学旅行の歴史と変遷」、東北公益文科大学文学部卒業論文、2015 年  
田奕「中国の「素質教育」についての検討—経済の高度成長期における中日の教育政策の比較」東京都立大学人文学部『人文学報・教育学（35）』2000 年  
速水栄『うれしなつかし修学旅行：国民的行事に若者はどう参加したか』、ネスコ／文藝春秋、1999 年  
藤井佑介・森輝美「児童の意識調査を通じた学校行事に関する一考察—運動会と修学旅行を中心として」、『長崎大学教育実践総合センター紀要』第 16 号 2017 年

李虹「日本中小学修学旅行的实践经验及其对中国的启示」、华中科技大学硕士学位论文、2019 年  
教育部 国家发展改革委 公安部财政部 交通运输部 文化部 食品药品监管总局 国家旅游局 保监会共青团中央 中国铁路总公司「关于推进中小學生研学旅行的意見」（小中學生の研学旅行の推進に関する意見）2016 年 11 月